

菊川市森林整備計画書

(変更箇所のみ抜粋)

計画期間

〔 自 令和 6年 4月 1日
至 令和16年 3月31日 〕

(変更 令和7年3月31日)

静岡県
菊川市

はじめに

菊川市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める天竜地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、天竜地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和7年4月1日から効力を生じます。

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

本市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域である。

総面積 9,419ha のうち、森林面積は ~~2,165~~2,162ha（民有林 ~~2,165~~2,162ha、国有林なし）で、総面積の 23%を占めている。このうち、本計画の対象民有林は、~~2,139~~2,137ha で、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積が 872871ha（人工林率 40%）であるが、積極的な林業経営は行われていない。

近年においては、森林や田畑に包まれた豊かな自然も都市化の進展とともに年々失われつつあり、森林の持つ公益的機能（水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等）の重要性は益々高まってきている。

このため、本市では森林の有する公益的機能の持続的発揮が図られるよう、人工林の間伐推進及び住宅地周辺の森林の整備を積極的に実施することとする。

辺と一体で保全を図り、南西部にある御前崎遠州灘県立自然公園の石山公園とともに、自然環境や災害防止に配慮しつつ、身近に自然とふれあえる緑地として、また、保健、レクリエーション等の場として適切に管理されている森林を目指すものとする。

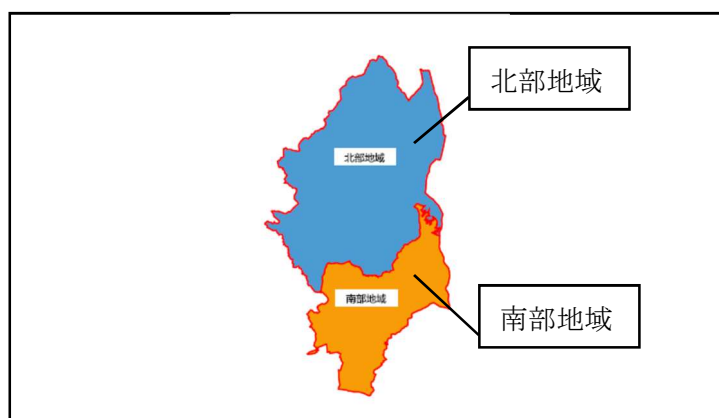


図1 地域の位置図

(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要がある森林とその施業種を表1-2-7～9のとおり設定する。

表1-2-7 地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
北部地域		○		○	○		長伐期	住宅地や生活圏内に多くの森林が存在し、市民の生活に深く関わりのある区域及び、優れた自然環境や景観を有する御前崎遠州灘県立公園の横地城跡周辺の区域。	1437.31
		○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている区域。	11.72
南部地域		○					伐期の延長	古くからの林業地域であり、木材生産が盛んな区域。	526.14 523.22
		○ ○ ○		○ ○ ○ ○	○ ○ ○		長伐期	住宅地や生活圏内に多くの森林が存在し、市民の生活に深く関わりのある区域及び、優れた自然環境や景観を有する御前崎遠州灘県立公園の丹野池周辺の区域。	84.33
		○	○ ○	○	○		長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている区域。	80.49

表 1-2-8 森林の区域（機能別）

区 分	森林の区域	面積 (ha)
木材等生産機能 維持増進林	—	—
特に効率的な施業が可能な森林	—	—
公益的 機能別 施業森林	水源涵養機能 維持増進森林	別紙概要図（経営）のとおり 671.52 668.60
	山地災害防止/土壌保全 機能維持増進森林	別紙概要図（経営）のとおり 92.21
	快適環境形成機能 維持増進森林	別紙概要図（経営）のとおり 1,524.45
	保健文化機能 維持増進森林	別紙概要図（経営）のとおり 90.53

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-2-9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長	別紙概要図（経営）のとおり	526.14 523.22
長伐期	別紙概要図（経営）のとおり	1,613.85
合計		2,139.99 2,137.07

※ 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

表 1-2-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は郡状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。 ・
森林の区域	別紙森林簿のとおり 【面積 188.45 192.30ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 ・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。 ・
森林の区域	別紙森林簿のとおり 【面積 293.32 292.80ha】

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・Ⅰの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・Ⅱの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ・Ⅱの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ・Ⅲに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表5-1-1に定める。

表5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積（ha）
北部	001～019、025～026	1,568.78
南部	020～024、027～040	571.21 568.29

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公共建築物において、可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、率先して地域に生産される木材の利用に取り組むとともに、民間へも木材の利用を働きかける。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

河城地区において整備されている「火剣山キャンプ場」周辺について、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目標とし、段階的に整備を行うこととする。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表5-4-1に掲げる。